

徳島県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年9月30日

徳島県監査委員	稲田米昭
同	矢田等
同	井関佳穂理
同	岡佑樹
同	井川龍二

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

平成28年9月21日

徳島県監査委員	稲田米昭
同	矢田等
同	井関佳穂理
同	岡佑樹
同	井川龍二

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成28年7月29日に、吉野川市 A から提出された職員措置請求書は、同日受け付けた。本件請求は、所要の法定要件を具備していると認め、平成28年8月5日、受理することとした。

2 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

徳島県知事（以下「知事」という。）が平成27年度に徳島県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、別紙「違法支出金額一覧表」別表1の寺井正邇 徳島県議会議員（以下「寺井議員」という。）の358,144円、同表別表2の大西章英 前徳

島県議会議員（以下「大西議員」という。）の131,381円について各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対して徳島県に返還するよう請求することを求める。

（２）措置請求の理由

公金の使途であるから、報告等透明性の確保と説明責任が求められている。

ア 徳島県議会政務活動費の支出根拠等

徳島県議会の平成27年度政務活動費は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第100条第14項から第16項及びこれに基づき制定された徳島県政務活動費の交付に関する条例（平成13年徳島県条例第26号。以下「条例」という。）に基づいて交付された。

イ 使途基準

政務活動費の使途，手続等に関する指針（以下「ガイドライン」という。）による。

（ア）実費弁償の原則

議員が行う政務活動は、議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当と考えられる範囲のものであることを前提とした上で、政務活動に要した費用の実費に充当することが原則。

（イ）按分支出について

議員が行う活動は政務活動以外に、議会活動，政党活動，選挙活動，後援会活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動としての性格とそれ以外の諸活動の性格を同時に有し、渾然一体となっていることが多く、そのためそれぞれの業務の従事割合に応じて合理的に説明可能な範囲で、個々の議員において按分率の積算根拠を明確にしておく必要がある。

ウ 政務活動費の支出について

（ア）寺井議員

広聴広報費で、2015年10月29日～同年12月3日の間に、10回に分けて年賀ハガキ5,500枚を購入し、286,000円を支出、さらに、同年12月に制作費として27,000円、印刷費として45,144円、合計358,144円を支出している。

年賀状等はガイドラインにおいて政務活動費から支出するのに適しない例と

され、また、公職選挙法においても、有権者への年賀状の配布は原則禁止されている。いくら県政報告ハガキと称しても、外形的にも実質的にも年賀状であり、これらの支出は明らかに許されない違法な支出である。

(イ) 大西議員

次の調査研究費120,253円、事務費11,128円、合計131,381円は条例やガイドラインに反する違法支出である。

a 調査研究費

事業実績報告書の調査研究費には、県内調査として4月6日と4月22日に「文化財保護の状況について、神山町ほか道の駅運営状況・物産販売について」と記されているが、これはドライブや観光である。

また、県外調査と称して4月12日～15日参議院議員会館売店へ、いくつか他県のアンテナショップを見て回ったとしているが、4月18日までの観光旅行か親族訪問等の用件と推定される。調査なら調査報告書や詳細な日程を提示すべきである。

さらには、長期にわたる自動車のリースの件である。ガイドラインでは、自動車の購入、維持管理に要する経費（車検代、自動車保険料、自動車税、修理代等）は不適とされている。ガイドラインには書かれていないが、毎月5万円余り支払うと、議員任期4年間では240万円となり、リースは購入と実質的には何ら変わらない。長期のリース契約は禁止されるべきものであり、ガイドラインの趣旨に反している。

車が政務活動専用であるとの主張は容認できない。議長や事務局はどのようにして政務活動専用の車などと確認したのか全く理解できない。

b 事務費

事務費としてファックス・プリンターリボンインク代として、議員任期終了7日前に11,128円で購入している。当該店舗では、領収証と商品明細を同時に交付している。明細は差し障るから伏せたようだ。

一般的には、この種のリボンインクは1本千円程度である。この機に10本程度購入して将来の私的使用に備えたものである。

エ まとめ

前述で指摘した各金額の支出は、条例に違反しての不適当な支出である。このことにより政務活動費に「残余の額」が生じており、知事が各議員に対して、こ

の「残余の額」すなわち違法支出金額一覧表（別表１，別表２）の違法支出金額の返還を請求しないことは，財産の管理を怠る事実になる。
（以上，おおむねこのように解する。なお，別紙及び事実証明書の記載は省略する。）

第２ 監査の実施

１ 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し，自治法第242条第６項の規定に基づき，平成28年８月31日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ，平成28年８月15日付けで，請求人から陳述を行わない旨の通知があり，また，新たな証拠書類の提出もなかった。

２ 監査対象機関に対する監査の実施

徳島県議会事務局総務課を監査対象機関と定め，当該機関に対し監査調書等の提出を求め，平成28年８月31日に監査を行った。

３ 関係人調査の実施

請求人の主張に係る事実の状況を把握するため，自治法第199条第８項の規定に基づく関係議員に対する調査（以下「関係人調査」という。）を議会事務局に依頼し，平成28年８月５日から同月24日まで実施した。

第３ 監査の結果

１ 事実関係の確認

議会事務局に対する監査及び関係人調査から把握した事実は，おおむね次のとおりである。

（１）政務活動費について

ア 自治法における規定について

政務活動費について自治法では，第100条第14項において「普通地方公共団体は，条例の定めるところにより，その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として，その議会における会派又は議員に対し，政務活動費を交付することができる。この場合において，当該政務活動費の交付の対象，額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は，条例で定めなければならない。」と規定し，また同条第15項では「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は，条例の定めるところにより，当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」，同条第16項では

「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」として、制度の基本事項を定めている。

イ 徳島県の条例について

徳島県においては、自治法の規定に基づき、徳島県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関して、条例を制定している。

条例の主な内容は、次のとおりとなっている。

(ア) 政務活動費を充てることができる経費の範囲について

政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等の県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の県民の福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費であって別表に掲げるものに充てることができるものとする。（条例第2条第1項）

別表には、政務活動に要する経費について定められている。

(イ) 政務活動費の交付対象について

政務活動費は、議員の職にある者に対し交付する。（条例第3条）

(ウ) 政務活動費の額等について

政務活動費は、月額20万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。（条例第4条第1項）

(エ) 収支報告書等について

議員は、議長が別に定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）並びに政務活動費に係る政務活動の実施状況の報告書（以下「事業実績報告書」という。）を毎年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

そのほか、議員は、任期満了等により議員でなくなった場合には、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書及び事業実績報告書を当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならないと定めている。

提出の際には、収支報告書に政務活動費による支出を行った事実を証する領収書その他の書面（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない

ないと定めている。この場合において、社会慣習その他の事情により領収書等
を取得することが困難であるときは、政務活動費による支出の用途及び内容、
金額、相手方並びに年月日を記載した書面（以下「支払証明書」という。）を
もって領収書等の写しに代えることができる。（条例第8条第1項、第2項及
び第3項）

（オ）政務活動費の透明性の確保について

議長は、収支報告書、事業実績報告書、領収書等の写し、支払証明書及び訂
正報告書（以下「収支報告書等」という。）が提出されたときは、必要に応じ
調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その用途の透明性の
確保に努めるものとする。（条例第9条）

（カ）政務活動費の残余の返還について

議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額からその年度にお
いて行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、当該
残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。（条例第10
条）

（キ）収支報告書等の保管について

収支報告書等は、これを受理した議長において、収支報告書を提出すべき期
限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。（条例
第11条第1項）

ウ 徳島県政務活動費の交付に関する規程について

条例第12条に基づく「徳島県政務活動費の交付に関する規程」（以下「規程」
という。）において、政務活動費の交付に関し必要な細則を定めている。

証拠書類等の整理保管等について、議員は、政務活動費の支出について、会
計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これ
らの書類を当該政務活動費の収支報告書を提出すべき期限の翌日から起算して5
年を経過する日まで保存しなければならない。（規程第7条）

エ ガイドラインについて

ガイドラインは、条例第2条第2項に基づき、議長が、政務活動費の用途基準
及びその運用方針並びに関係手続等を定めたものであり、議員は同条第3項の規
定により、このガイドラインに従って政務活動費を使用しなければならないこと
とされている。

ガイドラインの主な内容は、次のとおりである。

(ア) 使途基準について

a 実費弁償の原則

議員が行う政務活動は、議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当と考えられる範囲のものであることを前提とした上で、議員が行う政務活動に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とするとされている。

b 按分による支出について

議員の活動は政務活動以外に、議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動としての性格とそれ以外の諸活動の性格を同時に有し、渾然一体となっていることが多く、そのため、特に、事務所費、事務費、人件費等は、各活動の実績に応じて按分して支払う必要があるとされており、それぞれの業務の従事割合に応じて合理的に説明可能な範囲で、個々の議員において按分率の換算根拠を明確にしておく必要があるとされている。

c 具体的な使途基準について

条例第2条第1項別表に定める経費について、項目ごとに対象内容と具体的な政務活動例及び経費が例示されている。

(a) 調査研究費

調査研究費は、「議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査の委託に要する経費」と規定されており、具体的な政務活動例として、県内・外調査及び海外調査（視察を含む。）、各種議員連盟（政策の勉強や提言を目的とするものに限る。）活動、国等からの説明聴取、住民へのアンケート調査、所属会派、学識経験者及び研究機関等への調査委託が示されている。

経費の例示としては、旅費（交通費、宿泊費）、報告書作成費、資料印刷代、会費、参加負担金、委託費、文書通信費等があげられている。

(b) 広聴広報費

広聴広報費は、「議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されており、具体的な政務活動例として、県政報告会の開

催，県民，地域住民等からの意見聴取，政務活動，県政及び国政の課題等の広報活動，広報紙の発行，政策・理念をPRするリーフレットの作成，ホームページの作成・維持が示されている。

経費の例示としては，広報誌・報告書等印刷製本費，広報紙・ホームページ作成委託費等，文書通信費，交通費等があげられている。

(c) 事務費

事務費は，「議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費」と規定されており，具体的な政務活動例として，事務用品の購入，電話の使用，事務用機器（パソコン等）の購入，インターネット接続業者との契約，コピー機等のリースの利用が示されている。

経費の例示としては，事務用品・備品・消耗品費，備品維持費，文書通信費等があげられている。

d 政務活動費から支出するのに適しないものについて

「政党活動経費への支出」，「選挙活動経費への支出」，「後援会活動経費への支出」，「私的経費への支出」，「会費として支出するのに適しない例」，「会議費として支出するのに適しない例」，「事務所費として支出するのに適しない例」及び「その他支出に適しない経費」の8項目について，それぞれどのような経費が支出に適さないか具体的に例示されている。

「私的経費への支出」として適しない例の一つに，慶弔餞別費等（病氣見舞い，香典，祝金，餞別，寸志，中元・歳暮等の費用，慶弔電報，年賀状等時候の挨拶状の購入又は印刷等の経費）がある。

(イ) 収支報告書及び事業実績報告書の提出並びに領収書等の写しの添付等について

政務活動費の交付を受けた議員は，収支報告書及び事業実績報告書を議長に提出しなければならず，収支報告の際には，領収書等の写し又は支払証明書を添付することと定められている。

また，収支報告書及び事業実績報告書を作成する上での留意事項が示されている。

(2) 本件請求に係る政務活動費の交付手続について

平成27年度の政務活動費に係る交付手続については，平成27年4月29日に徳島県議会議員の任期が満了となるため4月に改選があった関係から，4月に1か月分のみ交付決定を行い，改選後，5月以降の11か月分について別途5月に交付決定を行っている。

このため4月分は、寺井議員及び大西議員の両議員に対し、平成27年4月1日付けで、1か月分の政務活動費の交付決定を行い、同月に支出している。

改選後は、寺井議員に対し、同年5月1日付けで平成27年5月から翌年3月までの政務活動費について交付決定を行い、四半期ごとに分けて支出している。交付を受けた寺井議員は、条例第8条第1項の規定に基づき、平成27年度の政務活動費に係る収支報告書、事業実績報告書及び領収書等の写しを平成28年4月27日付けで提出し、条例第10条の規定に基づき、残余は平成28年7月19日までに返還している。

大西議員は平成27年4月29日の任期満了に伴い、条例第8条第2項の規定に基づき、平成27年度の政務活動費に係る収支報告書、事業実績報告書及び領収書等の写しを同年5月29日付けで提出し、条例第10条の規定に基づき、残余は同年8月18日までに返還している。その後、同議員は、平成28年6月14日付けで平成27年度の収支報告書から広聴広報費14,600円分を削除する訂正報告書を議長に提出し、同月20日付けで同額を返還している。

(3) 本件請求の各項目について監査対象機関から確認したこと

請求人が違法支出とする各項目について、議会事務局への聞き取り調査で確認したことについては、おおむね次のとおりである。

ア 寺井議員（広聴広報費）

議会事務局は、収支報告書の提出の際に、寺井議員の年賀八ガキを使用した県政報告が、県議会議員としての活動や取組を記載した内容であり、ガイドラインの用途基準に適合することを確認している。

また、本件請求を受けて、改めて確認している。

ガイドラインにおいて、政務活動費から支出するのに適しない例として挙げているのは、年賀状等時候の挨拶状の購入又は印刷等の経費であり、県政報告を行うための年賀八ガキの購入や印刷等について、政務活動費から支出するのに適しない例としているものではない。

イ 大西議員（調査研究費及び事務費）

大西議員については、平成28年5月16日に提出のあった請求者が異なる住民監査請求（以下「先の請求」という。）に、本件請求の対象とする内容が包含されていることから、議会事務局に対し、先の請求の際の事実の状況に変わりがないことを確認した。

(4) 関係人調査について

ア 寺井議員

議会事務局職員が、領収書等の原本及び支出に係る関係書類の提出を受けた上で、調査対象の広聴広報費の支出に係る事実関係について聞き取りを行った。

寺井議員は、当該支出は、時候の挨拶状としてではなく、県政の様々な課題に対する取組内容等を記載した県政報告書を発行するため、年賀八ガキの購入、県政報告のレイアウト・デザインの作成委託及び印刷に要した経費であり、政務活動費として適正に支出したとしている。

イ 大西議員

議会事務局職員が、大西議員に対し、先の請求の際に実施した関係人調査の事実の状況に変わりがないことを確認している。

2 判断

本件請求に関して、確認した事実関係を基に監査委員が判断した結果は、次のとおりである。

(1) 寺井議員に係る請求について

寺井議員に係る請求については、以下、アにおいて、政務活動費に関する制度の経緯、趣旨及び用途基準の適用の考え方を確認するとともに、イにおいて、議員及び議会事務局における手続の妥当性について確認し、これらを踏まえてウにおいて、請求人の主張に対する検討を行う。

ア 本県の政務活動費に関する制度について

(ア) 制度の経緯について

地方議員の活動基盤の充実強化について、全国都道府県議会議長会をはじめとする地方団体から国に対して強い要望がなされ、平成12年5月に政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部を改正する法律（平成12年法律第89号）が成立した。

このことを受け、本県では、徳島県政務調査費の交付に関する条例を制定し、平成13年4月1日に施行している。

その後、用途の透明性を高めるため、収支報告書を提出する際に、領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付けるとともに、事業実績報告書を議長に提出する等の条例改正を行い、平成20年4月1日に施行している。

そのほか、制度の簡素化を図るため、交付対象を議員個人のみとするとも

に、議員一人あたりの交付額を減額する等の条例改正を行い、平成22年4月1日に施行している。

平成24年8月に「政務調査費」を「政務活動費」とする地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が成立し、平成25年3月1日に施行され、本県においては平成25年度交付分から「政務調査費」を「政務活動費」として

いる。

この改正において交付目的は「議員の調査研究に資するために必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費」に改められ、その他の活動が明記されたことにより、調査研究に資する活動の範囲が明確になるとともに、調査研究に限定しない議員活動という考え方を前提とした制度が実現されたことが認められる。

なお、本件請求に係る支出内容には適用されないが、平成27年5月に徳島県議会に設置された「政務活動費のあり方検討会議」の協議結果を踏まえ、条例、規程及びガイドラインは平成27年10月に改正、平成28年4月に施行され、現在に至っている。

（イ）制度の趣旨について

政務活動費について、自治法においては、収入及び支出の報告書を政務活動費の予算執行権を持つ知事ではなく、議会の代表である議長に提出するよう定めている。

条例においては、政務活動費の交付決定は知事が行うことと規定しているが、収支報告書等については、議長に報告することと規定されており、議長は提出された収支報告書等について必要に応じ調査を行い、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとされている。

このように、政務活動費制度は、立法権と行政権を分離する二元代表制の地方自治制度にかんがみ、議会の自主性、自律性を尊重する仕組みとなっており、知事が一般的に有する財務会計上の管理権は一定程度制約されていると考えられる。

また、判例においても「政務調査費条例及びこれを受けて定められた政務調査費規程は、（略）議長に対し明細書を添付して収支報告書を提出しなければならない旨定めているものの、これらの書類の様式は、概括的な記載がされることを予定しており、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等が具体的に記載されるべきものとはしていない。また、上記条例等に、会派が上記の目的や内容等を監査委員を含め執行機関に具体的に報告しなければならないことを定めた条項は見当たらない。この趣旨は、政務調査費は議会の執行機関に対

する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」（平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷）とされている。

このような制度の趣旨を踏まえ、本件請求に係る判断にあたっては、条例に基づき議長が定めた規程及びガイドラインを尊重して、行うものとする。

（ウ） 使途基準の適用の考え方について

ガイドラインの使途基準についても、以下の判例にあるとおり、執行機関から独立した自由な調査研究活動の確保を考慮したものになっていることが認められる。

判例では、「政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」（平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷）とされたものや、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」（平成22年3月23日最高裁判所第三小法廷）とされたもの等がある。

以上のことから、ガイドラインにおける使途基準の適用にあたっては、使途基準が概括的な定めとなっていることや、個々の活動の具体的内容やその成果等の報告までは義務付けられていないことから、各議員の責任に委ねるのが相当であることが認められる。

イ 議員及び議会事務局における政務活動費に係る手続の妥当性

上述の制度の趣旨及び使途基準の適用の考え方を踏まえ、徳島県では、政務活動費について議員が行う手続及び議会事務局が行う手続については、次のとおり行われている。

（ア） 議員における手続

議員は、自らの活動実績をガイドラインの規定に照らして検討し、政務活動

であると議員が判断した活動経費を政務活動費として収支報告書に計上している。

また、政務活動と他の議員活動の両面を有し渾然一体となっている場合は、支出ごとに、活動実績に基づき各活動に要した経費をガイドラインに定める方法により按分し、按分後の金額のうち政務活動に要した経費であると議員が判断した部分だけを算定し収支報告書に記載している。

(イ) 議会事務局における手続

平成28年5月2日までに寺井議員を含め、各議員から議長あてに平成27年度政務活動費の収支報告書、事業実績報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告関係書類」という。)が提出され、その際に、議会事務局は、書類の不備や金額の計算誤りはないか確認を行うとともに、議会事務局長以下の事務局職員で構成する政務活動費調査委員会において適正に経費を政務活動費に充てているか審査を行っている。

また、本件請求を受け、議会事務局は、寺井議員から領収書等の原本及び任意による支出関係書類の提出を受けた上で、改めて、収支報告関係書類について確認を行うとともに、政務活動費調査委員会において審査した結果、不適切であるとは認められなかったとしている。

本件請求に係る議会事務局の確認の手続については、書類の調製や金額精査といった基本的事項のチェック以外にも、議会事務局において、按分計算の要否等、議員に対し所要の確認を行っており、条例、規程及びガイドラインに沿って適正に事務が執行されていることが認められた。

ウ 請求人の主張に対する検討

(ア) 違法支出とする寺井議員の支出について

請求人は、年賀状等はガイドラインにおいて、政務活動費から支出するのに適しない例とされ、また、公職選挙法でも、有権者に対し、年賀状を配布することは、原則禁止されているため、許されない支出であると主張しているが、本件請求に対する監査は、財務会計行為を対象とすることから、政務活動費に係る財務会計行為が条例、規程及びガイドラインに沿って適正に執行されているかについて検討を行う。

ガイドラインにおいて、年賀状等時候の挨拶状の購入等の経費については、政務活動費から支出するのに適しない例とされていることから、請求人は、年賀ハガキの購入や印刷等の経費の支出は、政務活動費として許されない支出であると主張している。

このことについて、関係人調査によると、寺井議員は、当該支出は、時候の挨拶状としてではなく、県政の様々な課題に対する取組内容等を記載した県政報告書を発行するため、年賀ハガキの購入、県政報告のレイアウト・デザインの作成委託及び印刷に要した経費であり、政務活動費として適正に支出したと主張している。

また、議会事務局は、県政報告を行うための年賀ハガキの購入や印刷等の経費を、ガイドラインにおいて政務活動費から支出するのに適しない例としているものではないとしている。このことから、県政報告を印刷したとするハガキについて現物確認を行ったところ、寺井議員の県議会議員としての活動や取組が印刷されており、ガイドラインの用途基準に適合する内容であった。

判例では、「用途基準によれば、広報費とは議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費というところ、葉書及び年賀葉書には、自由に記載し得る空白部分が存在し、一般的に情報伝達手段として用いられているから、これを議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に用いることも可能であり、その購入費用を広報費として政務調査費から支出することが、直ちに県政に関する調査研究のための支出として必要性、合理性を欠くとはいえない。」（平成25年4月26日新潟地方裁判所）とされており、こうしたことから当該支出は、違法・不当とはいえない。

（イ）財務会計行為に係る事務手続について

寺井議員は、自主性、自律性を尊重する政務活動費制度の下、ガイドラインの用途基準に沿って、支出が適正であるか、経費の按分が正しいか等について、議員自らの責任において検討を行い、政務活動に係る経費の報告を行っており、また、議会事務局は、寺井議員の収支報告関係書類について確認するとともに、政務活動費調査委員会においても審査を行い、ガイドラインの用途基準に沿って支出していることを十分精査していた。

財務会計行為に係る事務手続については、議会事務局の政務活動費の交付から精算に至る一連の会計処理について、条例、規程及びガイドラインに沿って適正に手続がなされていることを確認した。

（2）大西議員に係る請求について

大西議員に係る請求については、対象とする内容が先の請求に含まれていることから、議会事務局に対する監査及び大西議員に対する関係人調査において、先の請求の際の事実の状況に変わりがないことを確認した。

したがって、平成28年7月21日付け徳島県報第3942号で公表している先の請求に係る監査の結果における判断を変更する事情は認められない。

3 結論

以上、請求人が違法と主張する政務活動費に係る支出については、交付から精算に至る一連の会計処理において適正に手続がなされており、かつ、各支出についても、政務活動費の使途基準に反する違法・不当な事実は認められなかった。

したがって、知事が別紙「違法支出金額一覧表」の各議員に対し、違法支出金額の返還を請求しないことは、財産の管理を怠る事実になるとする請求人の主張には理由がなく、棄却する。